

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年1月28日

【会社名】 パイオニア株式会社

【英訳名】 PIONEER CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 社長執行役員 森谷 浩一

【本店の所在の場所】 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコート

【電話番号】 03-6634-8777(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 川尻 邦夫

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 77,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月7日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2019年1月25日開催の当社臨時株主総会において本件第三者割当に関連する議案および発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案ならびに本株式併合およびそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案について承認が得られましたので、これに関する事項を訂正するため、また、2019年1月28日に臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類とするため、さらに、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法および条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠

ア. 払込金額の具体的な内容

6 大規模な第三者割当の必要性

大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

7 株式併合等の予定の有無および内容

(1) 株式併合の目的および理由

(2) 株式併合の要旨

株式併合の日程

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

(添付書類の追加)

2019年1月25日開催の臨時株主総会議事録(抄本)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____(下線)を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,540,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっています。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式(以下、「本新株式」といいます。)の募集(以下「本件第三者割当」といいます。)は、2018年12月7日開催の取締役会決議によります。

なお、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに2019年1月25日開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)における本件第三者割当に関連する議案および発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案ならびに下記(注)2に記載の本株式併合およびそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、「本臨時株主総会付議議案」といいます。)の承認を条件としています。さらに、かかる発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、二度に分けて実施され、まず、発行可能株式総数を2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数(383,340,936株)の4倍を超えない範囲内である15億株とする旨の定款変更(以下、「定款変更(1)」)といたします。)を行い、次に、本件第三者割当のうち、本件第三者割当(D E S)(下記「2 株式募集の方法および条件、(1) 募集の方法」で定義します。)に係る本新株式500,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を30億株とする旨の定款変更(以下、「定款変更(2)」)といたします。)を行います。本件第三者割当(金銭出資)(下記「2 株式募集の方法および条件、(1) 募集の方法」で定義します。)に係る本新株式1,040,000,000株の発行は、定款変更(2)の効力発生を条件として行われ、本件第三者割当(D E S)に係る本新株式500,000,000株の発行、定款変更(2)の効力発生および本件第三者割当(金銭出資)に係る本新株式1,040,000,000株の発行は、全て同日に行われます。

<後略>

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	1,540,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっています。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式(以下、「本新株式」といいます。)の募集(以下「本件第三者割当」といいます。)は、2018年12月7日開催の取締役会決議によります。

なお、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに2019年1月25日開催の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)における本件第三者割当に関連する議案および発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案ならびに下記(注)2に記載の本株式併合およびそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案(以下、「本臨時株主総会付議議案」といいます。)の承認を条件としています。さらに、かかる発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、二度に分けて実施され、まず、発行可能株式総数を2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数(383,340,936株)の4倍を超えない範囲内である15億株とする旨の定款変更(以下、「定款変更(1)」)といたします。)を行い、次に、本件第三者割当のうち、本件第三者割当(D E S)(下記「2 株式募集の方法および条件、(1) 募集の方法」で定義します。)に係る本新株式500,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を30億株とする旨の定款変更(以下、「定款変更(2)」)といたします。)を行います。本件第三者割当(金銭出資)(下記「2 株式募集の方法および条件、(1) 募集の方法」で定義します。)に係る本新株式1,040,000,000株の発行は、定款変更(2)の効力発生を条件として行われ、本件第三者割当(D E S)に係る本新株式500,000,000株の発行、定款変更(2)の効力発生および本件第三者割当(金銭出資)に係る本新株式1,040,000,000株の発行は、全て同日に行われます。なお、本臨時株主総会付議議案は、本臨時株主総会において、承認されました。

<後略>

2 【株式募集の方法および条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

<前略>

- 4 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
割当予定先と同じくベアリング・プライベート・エクイティ・アジア(以下、「BPEA」といいます。)傘下のKamerig B.V.が当社に対して有する貸付金債権 合計金25,000,000,000円
当社は、Kamerig B.V.に対し、2018年9月18日付金銭消費貸借契約に基づき、弁済期日を2019年3月31日と定めて2018年9月18日付で借り入れた、元本金25,000,000,000円の債務(以下、「本件ブリッジ・ローン」といいます。)があり、元本金25,000,000,000円全額を対象として新株の割当を行います。なお、当該貸付債権は、本有価証券届出書提出日現在、Kamerig B.V.が保有しているところ、本件第三者割当(D E S)に係る出資の実行時までには割当予定先への譲渡が行われる予定です。
現物出資の対象となる財産については、会社法上、原則として検査役の検査または弁護士、公認会計士もしくは税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役検査または専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。そのため、本件第三者割当(D E S)に際しては、必要に応じて、現物出資の目的となる財産としての本件ブリッジ・ローンの弁済期を到来させた上で、同号を適用し、検査役検査または専門家による調査を省略する予定です。

(訂正後)

<前略>

- 4 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
割当予定先と同じくベアリング・プライベート・エクイティ・アジア(以下、「BPEA」といいます。)傘下のKamerig B.V.が当社に対して有する貸付金債権 合計金25,000,000,000円
当社は、Kamerig B.V.に対し、2018年9月12日付金銭消費貸借契約に基づき、弁済期日を2019年3月31日と定めて2018年9月18日付で借り入れた、元本金25,000,000,000円の債務(以下、「本件ブリッジ・ローン」といいます。)があり、元本金25,000,000,000円全額を対象として新株の割当を行います。なお、当該貸付債権は、本有価証券届出書提出日現在、Kamerig B.V.が保有しているところ、本件第三者割当(D E S)に係る出資の実行時までには割当予定先への譲渡が行われる予定です。
現物出資の対象となる財産については、会社法上、原則として検査役の検査または弁護士、公認会計士もしくは税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権(弁済期が到来しているものに限る。)である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役検査または専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。そのため、本件第三者割当(D E S)に際しては、必要に応じて、現物出資の目的となる財産としての本件ブリッジ・ローンの弁済期を到来させた上で、同号を適用し、検査役検査または専門家による調査を省略する予定です。

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

- 5 本件第三者割当の払込みは、関連する競争当局の許認可等を得ることならびに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認を条件としております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- 5 本件第三者割当の払込みは、関連する競争当局の許認可等を得ることならびに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認を条件としております。なお、本臨時株主総会付議議案は、本臨時株主総会において、承認されました。

<後略>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

ア. 払込金額の具体的な内容

(訂正前)

当社は、出資の方法および内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、複数のスポンサー候補による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果および当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その際には、当社の置かれた厳しい財務状況に鑑み、当社が希望する時間軸での必要金額の調達を最も重要な考慮要素とする必要があり、当社の要請に最も沿った提案をした先であるB P E Aファンドとの間で協議および交渉を重ねた結果、本新株式の払込金額は、50円と決定しました。

当該払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である2018年12月6日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下、「終値」といいます。)89円に対しては、43.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2018年11月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である93円(円未満四捨五入)に対しては46.2%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2018年9月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である105円(円未満四捨五入)に対しては52.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2018年6月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である125円(円未満四捨五入)に対しては60.0%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、B P E Aファンドとの間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、745億円規模の資本性資金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ.およびウ.に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らしても、妥当な金額であると判断しています。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本件第三者割当による本新株式の発行の条件としました。

(訂正後)

当社は、出資の方法および内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、複数のスポンサー候補による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果および当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その際には、当社の置かれた厳しい財務状況に鑑み、当社が希望する時間軸での必要金額の調達を最も重要な考慮要素とする必要があり、当社の要請に最も沿った提案をした先であるB P E Aファンドとの間で協議および交渉を重ねた結果、本新株式の払込金額は、50円と決定しました。

当該払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日(以下、「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である2018年12月6日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下、「終値」といいます。)89円に対しては、43.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2018年11月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である93円(円未満四捨五入)に対しては46.2%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2018年9月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である105円(円未満四捨五入)に対しては52.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2018年6月7日から2018年12月6日まで)の終値の平均値である125円(円未満四捨五入)に対しては60.0%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、B P E Aファンドとの間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、745億円規模の資本性資金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ.およびウ.に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らしても、妥当な金額であると判断しています。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本件第三者割当による本新株式の発行の条件としました。なお、本件第三者割当に関連する議案を含む本臨時株主総会付議案は、本臨時株主総会において、特別決議により承認されました。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

上記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本件第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

<後略>

(訂正後)

上記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本件第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行いました。

<後略>

7 【株式併合等の予定の有無および内容】

(1) 株式併合の目的および理由

(訂正前)

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、割当予定先の選定理由、(1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の当社取締役会において本件第三者割当を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、割当予定先以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(訂正後)

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、割当予定先の選定理由、(1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の当社取締役会において本件第三者割当を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。なお、本件第三者割当に関連する議案を含む本臨時株主総会付議案は、本臨時株主総会において、承認されました。

本株式併合により、割当予定先以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 株式併合の要旨

株式併合の日程

(訂正前)

上記「第1 募集要項、1 新規発行株式」に記載のとおり、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議案の承認(また、本件第三者割当のうち、本件第三者割当(金銭出資)については、上記に加えて、本件第三者割当関連議案における定款の一部変更の効力発生)を条件としています。また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に

応じて、複数の効力発生日(以下、「本株式併合効力発生日」といいます。)を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

<後略>

(訂正後)

上記「第1 募集要項、1 新規発行株式」に記載のとおり、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生および本件第三者割当の実行について必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出許可等、各国の関係当局の許認可等が得られることならびに本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認(また、本件第三者割当のうち、本件第三者割当(金銭出資)については、上記に加えて、本件第三者割当関連議案における定款の一部変更の効力発生)を条件としています。また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日(以下、「本株式併合効力発生日」といいます。)を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。なお、本臨時株主総会付議議案は、本臨時株主総会において、承認されました。

<後略>

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

< 前略 >

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年12月7日)までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(2018年7月2日付)
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書(2018年9月10日付)
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づく臨時報告書(2018年12月7日付)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年1月28日)までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(2018年7月2日付)
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書(2018年9月10日付)
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づく臨時報告書(2018年12月7日付)
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書(2019年1月28日付)

< 後略 >